夢のある農村づくりを目指して

会津宮川

土地改良区広報

2026 No.38

発行　会津宮川土地改良区
印刷　北斗印刷株式会社

主な内容

P2　理事長挨拶・総代会開催
P3　令和７年度新宮川ダム及び新宮川ダム発電所の運用実績
P3　水路等のゴミ
P4　令和８年度収支予算
P7　令和８年度配水計画

会津宮川地区の地区面積及び組合員数

地区面積　4,419.3 ha　　組合員数　3,929 人

水土里ネット（みどり）

写真：宮川沿いの桜と磐梯山

理事長挨拶（第22回通常総代会挨拶抜粋）

理事長
杉山純一

組合員の皆様方には、平素より本土地改良区の業務運営にあたり、特段のご理解と力強いご支援、ご協力を頂いておりますことに心より厚く御礼と感謝を申し上げます。

昨年は、猛暑に加えて降雨が少なかったことで、一時は農業用水不足が懸念されましたが、組合員皆様のご努力もあり、無事、かんがい期を乗り切ることができました。ご協力に感謝申し上げます。

また、今年は全国各地で、雨が少ないことなどが要因で、ダムの貯水率及び河川水位が低い状態が続いており、取水制限などによって日常の生活にも影響が出ているところもあるようです。当地区においては、積雪が平年並みでありましたが、雪解けが早くなっており、融雪水が代かき用水として賄えるかどうか、今後の用水管理に影響が出ないよう願うばかりです。

そうした状況の中、令和の米騒動と呼ばれる需要混乱を招き、未だ米価の高騰が続いています。今後、安定的な供給には生産調整に頼らない、儲かる農業の実現に向けて、若手の農業従事者が増えていく事を望みたいところです。

さて、農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加など、一層厳しさを増しているところであります。農業者をはじめとして地域住民が安全で豊かな暮らしを確保していくためには、農業の持続的発展を通じ、安全な食糧の確保と、農業の有する多面的な機能の十分な発揮が求められており、今後、土地改良区の担う役割は、以前にも増して重要なものとなっております。

今後は、農業水利施設の老朽化や農村人口の減少、気候変動による災害リスクが増大する中において、改正後の食料・農業・農村基本法の方向性に即した農業生産の基盤の整備及び保全を的確に実施できるよう対応して参りますので、何卒ご理解いただきたいと思います。

第22回通常総代会が開催されました

３月25日（水）午後１時30分より、新鶴生涯学習センター大集会室において第22回通常総代会が開催されました。本総代会は、総代現数44名中、出席36名出席となり、弓田秀樹庶務担当理事が開会を宣言し、杉山純一理事長が挨拶を述べました。議長には第１選挙区の青木孝義総代（寺崎）、議事録記名人に第１選挙区の鈴木大介総代（佐賀瀬川）、第２選挙区の薄良彦総代（牛川）が選出されました。総代会は、慎重審議の結果、提出された議案８件は全て可決決定され、午後３時10分に閉会しました。

提出案件

報告（１）	令和７年度臨時総代会以降の業務経過報告について
報告（２）	令和７年度定期監査報告
承認第１号	令和７年度第４回理事会において専決補正を行った各会計収支予算の承認について
承認第２号	令和７年度第５回理事会において専決補正を行った各会計収支予算の承認について
議案第１号	定款の一部改正（案）について
議案第２号	規約の一部改正（案）について
議案第３号	役員、総代及び委員等の報酬額、費用弁償額及び旅費支給規程の一部改正（案）について
議案第４号	令和７年度各会計収支予算の第四次補正（案）について
議案第５号	未収賦課金の５年超過における不納欠損処分について
議案第６号	令和８年度事業計画（案）について
議案第７号	令和８年度歳計現金及び積立金等の預入先指定、各事業の借入限度額等の設定について
議案第８号	令和８年度組合費等及び各会計収支予算（案）について

令和７年度新宮川ダム及び新宮川ダム発電所の運用実績

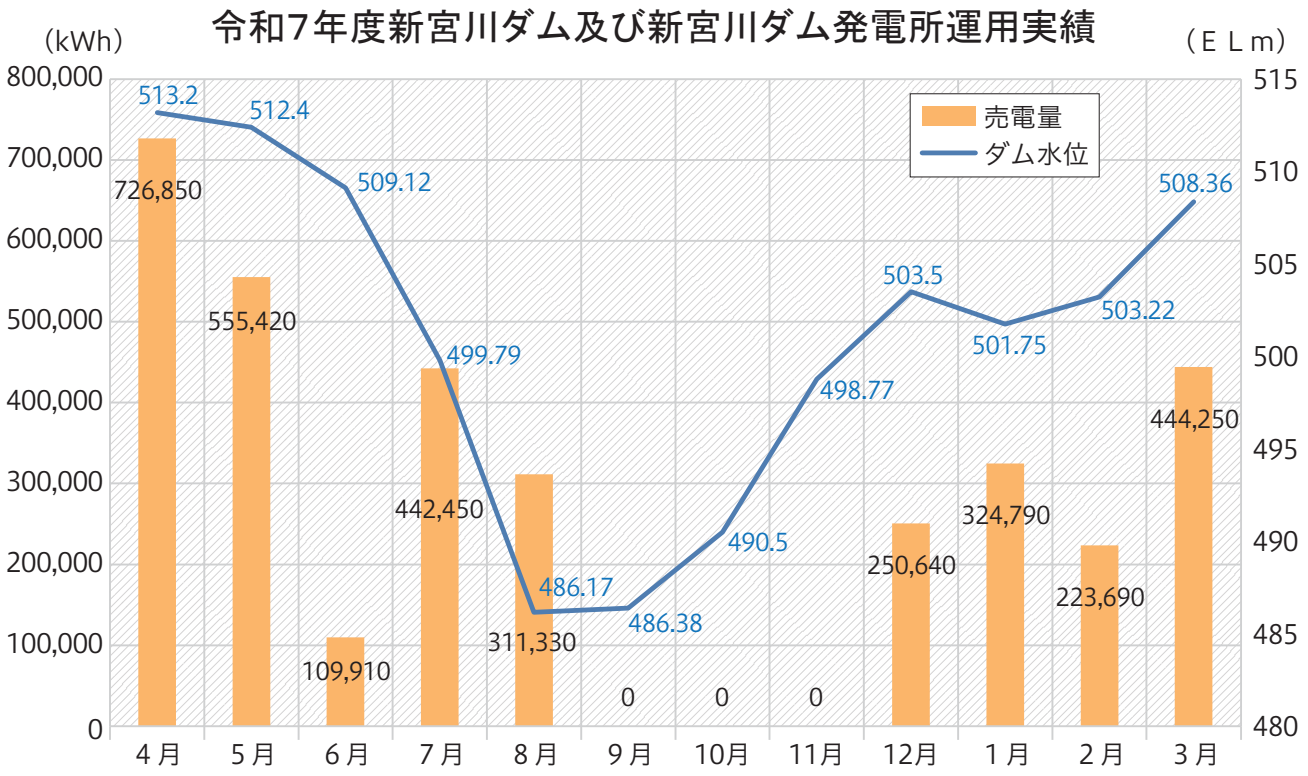

令和７年度における新宮川ダム及び新宮川ダム発電所の運用実績につきましては、グラフのとおりとなりました。前回の広報でもお伝えいたしましたが、令和７年度は梅雨期間の降水量が平年比２割程度となり、６月から８月の降水量が過去最低を記録するほど非常に少なく、ダム用水が少なくなったことから８月２５日にパイプライン地区が分水停止となりました。また、ダム貯水位の低下に伴い発電も停止となりました。

９月以降は降水量が平年並みとなり、ダム貯水位が徐々に回復し、１２月には発電を再開する運びとなりました。降雪期の積雪量は平年並みでしたが、融雪が早まったことにより例年より早い貯留となっております。

水路等のゴミ

刈ったあとの草は水路に流さないように努めてください。スクリーンや取水口に草が詰まり、水の流れを阻害してしまいます。また、水路へのゴミ捨てもやめてください。十分な取水ができず、本来水が掛かるべき圃場まで行き渡らないため、下流地域で水不足が発生してしまいます。

さらには、草やゴミの詰まりに起因した施設の故障が発生した場合、補修に関する費用を土地改良区が負担することになるため、無駄な経費を出さないためにも、ご協力ください。

みなさんの目の前を流れている水は、下流地域の方々の水でもあるので、思いやりのある水管理をお願いいたします。

令和８年度

一般会計収支予算【総額456,371千円　前年度比70.5%】

（単位：千円）

収入		支出	
科目	金額	科目	金額
1．事業活動収入		1．事業活動支出	
（1）土地改良事業収入	168,429	（1）人件費	97,975
（2）附帯事業収入	1,679	（2）一般管理費	183,133
（3）補助金等収入	5,139	（3）事業支出	14,734
（4）受託料収入	136,433	（4）その他の支出	3,156
（5）交付金収入	0	（5）繰出金支出	42,813
（6）寄付金収入	1	事業活動支出合計	341,811
（7）雑収入	349	2．投資活動支出	
（8）繰入金収入	48,123	（1）基本財産取得支出	0
事業活動収入合計	360,153	（2）特定資産取得支出	72,745
2．投資活動収入		（3）その他固定資産取得支出	1,872
（1）基本財産売却収入	0	投資活動支出合計	74,617
（2）特定資産取崩収入	80,340	3．財務活動支出	
（3）その他固定資産売却等収入	778	（1）借入金返済支出	34,913
投資活動収入合計	81,118	財務活動支出合計	34,913
3．財務活動収入		4．予備費支出	
（1）借入金収入	0	（1）予備費支出	5,030
財務活動収入合計	0	予備費支出合計	5,030
収入合計	441,271	**支出合計**	456,371
前期繰越収支差額	15,100		
収入合計＋前期繰越収支差額	456,371		

【収入】

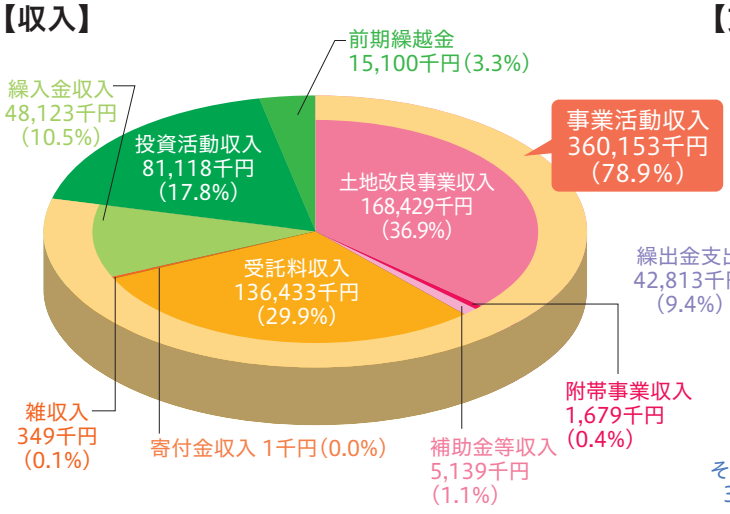

【支出】

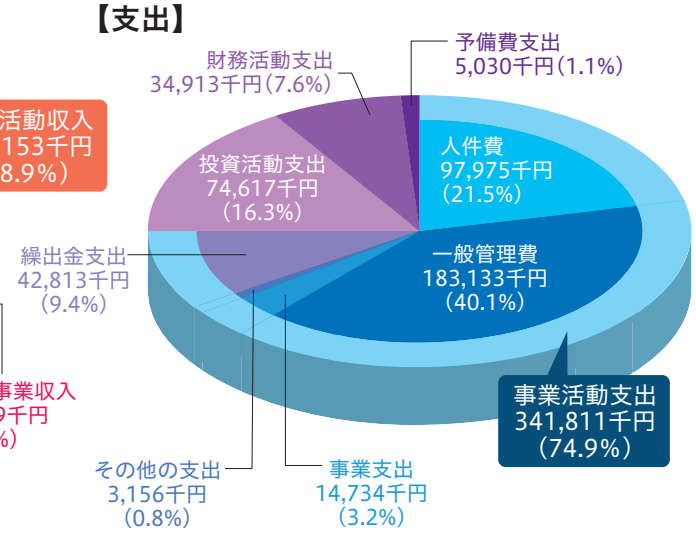

令和８年度における主な支出について

①県営改修事業負担金(佐布川・大窪)【継続】	5,827千円（土地改良施設建設仮勘定）
②管理事業負担金(新宮川ダム・宮川頭首工・高橋頭首工)【継続】	11,984千円（事業負担金）
③パイプライン補修工事	3,000千円（外注費）
④二岐ダムゲート補修工事	9,000千円（外注費）

収支予算

新宮川ダム発電所特別会計収支予算【総額55,440千円　前年度比123.6%】

（単位：千円）

収入		支出	
科目	金額	科目	金額
1．事業活動収入		1．事業活動支出	
（1）土地改良事業収入	0	（1）人件費	10,275
（2）附帯事業収入	0	（2）一般管理費	36,361
（3）補助金等収入	0	（3）事業支出	0
（4）受託料収入	45,054	（4）その他の支出	1
（5）交付金収入	0	（5）繰出金支出	8,311
（6）寄付金収入	0	事業活動支出合計	54,948
（7）雑収入	10	2．投資活動支出	
（8）繰入金収入	3,001	（1）基本財産取得支出	0
事業活動収入合計	48,065	（2）特定資産取得支出	489
2．投資活動収入		（3）その他固定資産取得支出	1
（1）基本財産売却収入	0	投資活動支出合計	490
（2）特定資産取崩収入	7,372	3．財務活動支出	
（3）その他固定資産売却等収入	1	（1）借入金返済支出	1
投資活動収入合計	7,373	財務活動支出合計	1
3．財務活動収入		4．予備費支出	
（1）借入金収入	1	（1）予備費支出	1
財務活動収入合計	1	予備費支出合計	1
収入合計	55,439	**支出合計**	55,440
前期繰越収支差額	1		
収入合計＋前期繰越収支差額	55,440		

【収入】

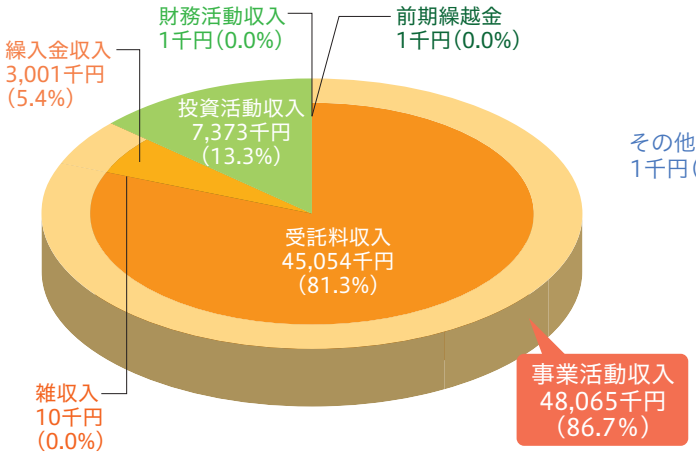

【支出】

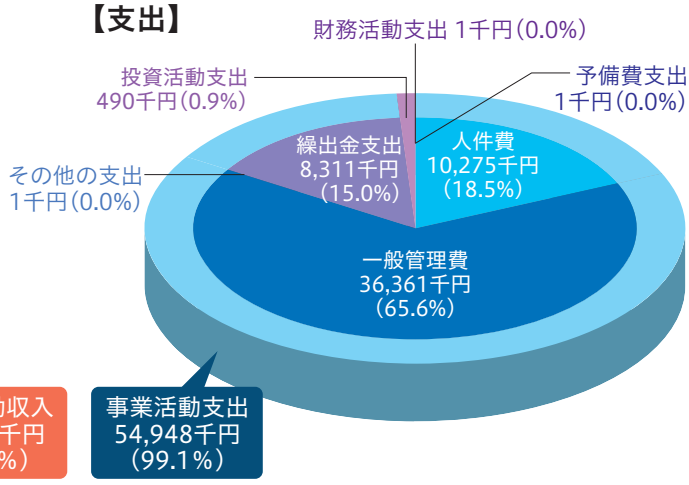

令和８年度における主な支出について

①管理施設電気料（年間）	12,859千円（光熱水費）
②発電所部品交換	7,400千円（修繕費）
③発電所年次点検	6,420千円（外注費）
④一般会計への維持管理費充当	4,553千円（繰出金）

令和８年度組合費及び決済金基準額

○令和８年度の組合費は次のとおりです。

賦課期日：令和8年6月26日　　納入期日：令和8年7月27日

賦　課　種　別	賦課基準（円／10a）	備　考
経常賦課金	田：1,200円　畑：　400円	
維持管理賦課金	田：1,900円	
国営二期事業償還賦課金	田：2,728円	
施設改修賦課金	田：　400円	
麻生新田堰施設改修賦課金	田：　207円	麻生新田堰地区のみ
県営かんがい排水事業償還賦課金	（高田・新鶴地区）田：　96円 （坂下地区）田：　131円 （本郷地区）田：1,055円	
防災減災事業償還賦課金	田：　126円	
逆水２号堰防災減災事業償還賦課金	田：　48円	
宇内地区基盤整備事業償還賦課金	田：　603円	宇内地区のみ

※令和8年度も維持管理賦課金単価が100円増額となります。

○令和８年度の協力金・分担金は次のとおりです。

賦課期日：令和8年9月25日　　納入期日：令和8年10月27日

種　　別	賦課基準（円／10a）	備　考
協力金	田：1,365円	北会津地区
分担金	（麻生新田堰）田：　852円 （宮袋新田堰）田：　739円	北会津地区

■納入方法

①会津よつば農業協同組合窓口での現金納入

②土地改良区発行の払込取扱票（コンビニ・郵便局）で納入

③口座振替（※領収証の発行は希望者のみ）

○令和８年度の決済金は次のとおりです。　　単位：／㎡

決済金の種類	会津美里町			会津坂下町	会津若松市
	高田地区	新鶴地区	本郷地区		
国営二期事業				9円	
県営かんがい排水事業	1円	1円	1円	1円	
維持管理費	71円	71円	71円	71円	16円
防災減災事業	1円	1円	1円	1円	
防災減災事業逆水２号堰	1円	1円	1円	1円	
河川応対事業	1円	1円	1円	1円	1円
ため池整備事業	1円	1円	1円	1円	

※令和８年度に農地転用等により地区除外等処理を行う場合でも、４月１日時点の賦課面積を基準に計算しているため、当該年度の賦課金は徴収いたします。

令和８年度配水計画

（１）配水期間

水利使用規則（新宮川ダム等及び三貫頭首工等）による期間といたします。

○**直播期**：４月11日から５月５日まで　○**代かき期**：５月６日から５月20日まで

○**普通期**：５月21日から９月10日まで　○**非かんがい期**：９月11日から翌年４月10日まで

（２）配水計画

水利使用規則（新宮川ダム等及び三貫頭首工等）に定められている取水量の範囲内といたします。詳しい水量はホームページに掲載してありますのでご覧ください。

※大窪ため池は、改修工事のため使用しません。

※天候や新宮川ダムの状況により、理事会等において配水期間及び計画を変更する場合がございます。

（３）パイプライン分水調整について

ダムの貯水量に応じて、出穂期用水を確保するため６月25日から７月25日までの１ヶ月間、分水調整を行う見込み（下図参照）ですので、ご協力をお願いいたします。ただし、降雨によってダムに十分な貯水量（必要水量）が確保できた場合は、分水調整を解除いたします。

▽ **分水調整（案）**　　：水を流す期間

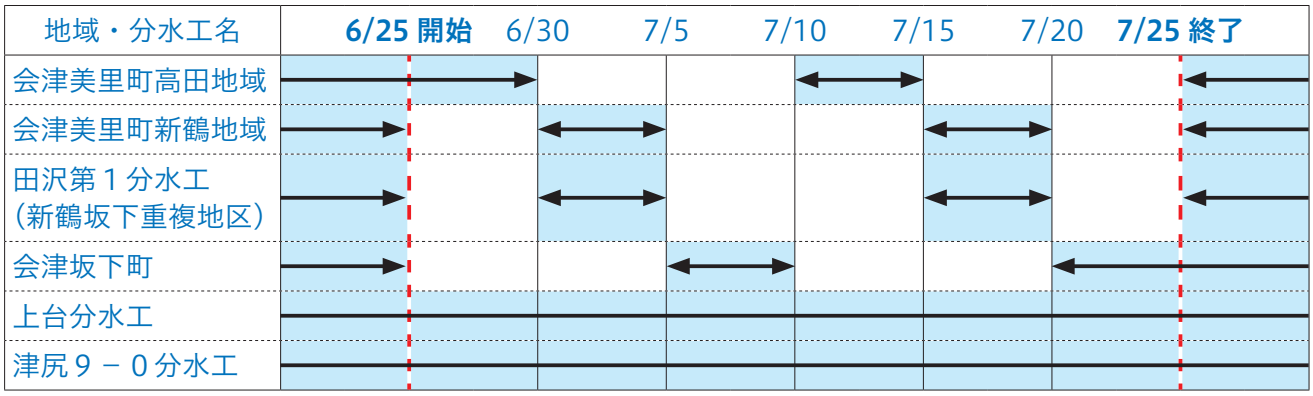

※切り替え操作は午前中に行います。

計画的な用水配分を行うためのお願い

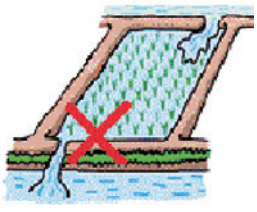

①**掛け流しはしないでください！**上流地域で掛け流しをすると、用水を必要としている下流地域まで行き渡りません。圃場への用水供給が不要な場合は、水口を閉める管理をお願いいたします。

②ゲートの操作については、各地区の水利委員または施設管理者が行いますので、勝手な操作は行わないでください。重大な事故が発生する場合があります。

③水量調整や施設に関する要望は、各地区の水利委員を通して土地改良区まで連絡をお願いいたします。また、土地改良区が管理・調整を行うパイプラインの用水配分調整は、ダムの放流量と密接に関連しておりますので、個人からの調整依頼には応じられません。調整が必要な際は、地区代表者または地区水利委員を通して土地改良区まで連絡をお願いいたします。

④近年、気候変動の影響により夏場の降雨量が少なくなる傾向にあります。令和８年度も例年どおり、末端圃場まで用水が行き渡るような配慮ある用水管理をお願いいたします。

土地改良区への届出について

農地の売買、贈与、交換等で名義変更される場合	組合員資格得喪の通知書
組合員の死亡により、農地を相続する場合	
農地を賃貸借契約または解約される場合	
農業者年金受給または老齢等のため経営を移譲する場合	
住所を変更する場合	組合員住所変更届
農地を宅地や駐車場など、農地以外の用途に転用する場合	農地転用の通知 地区除外申請書
道路や河川などの公共用地のために売買があった場合	
雨水排水や浄化槽排水を管理水路に放流したい場合	他目的使用申請書
水路に橋を架けて出入り口にしたい場合	
改良区所有地に看板などを建てたい場合	

■公共機関（法務局や自治体等）で手続きが完了しても、**土地改良区へ届け出なければ台帳や組合員名などは変更されません。**必ず土地改良区へ届け出てください。

■賦課金は、毎年４月１日時点の台帳面積及び組合員名で賦課されます。異動等があった際は、早めに土地改良区へ届け出てください。

■**滞納賦課金は、新資格者が継承します。**滞納賦課金がある土地を取得すると土地改良法第43条（権利義務の継承及び決済）の規定に基づき、「新しい権利者（新資格者）」に滞納賦課金の支払い義務が生じます。資格取得の際はその後のトラブルを避ける為にも十分にご注意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

外来生物について

農林水産省では、用水路や農地に影響を及ぼす外来種を見つけた場合、速やかに駆除及び報告するよう求めております。気候変動の影響等により東北地方でも発見事例が報告されております。大量発生すると用水路の通水阻害や目詰まりを起こす被害も報告されております。

主な外来種として、「オオフサモ」「オオカナダモ」「カワヒバリガイ」などがあり、会津地方では、「コカナダモ」「アレチウリ」「シナダレスズメガヤ」などが確認されております。これらの他に、ペットショップやホームセンターなどで販売されている水草なども水路に捨てないようにしてください。なお、発見した場合はご連絡ください。

▶令和6年6月にいわき市で確認された「ナガエツルノゲイトウ」東北地方での確認は初めて。
出典：環境省ホームページ（https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/asimg.html）

発行：会津宮川土地改良区　総務課

〒969-6266
福島県大沼郡会津美里町字油田1545番地
TEL 0242-54-7154　FAX 0242-54-3596
Mail midori-net@aizumiyakawa.jp

○ホームページ　http://www.aizumiyakawa.jp/
○X（旧twitter）　https://x.com/aizumiyakawa/
○新宮川ダム状況　https://www.river.go.jp/index/
（国土交通省川の防災情報ホームページ）

ダムカードと水の恵みカードの配布も行っております。